5　加盟国は、開発途上加盟国が関連する規定を実施することができない旨を通報した時から委員会が専門家部会の勧告を受領した後最初に開催される委員会の会合まで、この問題について紛争解決了解に基づく手続を行うことができない。委員会は、当該会合において、専門家部会の勧告について検討する。後発開発途上加盟国については、それぞれの規定を実施することができない旨を委員会に通報した日から当該問題について委員会が決定を行うまで又は当該委員会の最初に開催される会合の日の後二十四箇月以内のいずれか早い方まで、当該規定について紛争解決了解に基づく手続は、適用しない。

6　後発開発途上加盟国は、区分Cの約束を実施する能力を喪失する場合には、委員会にその旨を通報して、この条に定める手続に従うことができる。

第十九条　区分Bと区分Cとの間の移動

1　区分B及び区分Cに指定する規定を通報した開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国は、委員会に対する通報により、それらの区分の間で規定を移動させることができる。加盟国は、区分Bから区分Cに移動させることを提案する場合には、能力の開発のために必要な援助及び支援に関する情報を提供する。

2　加盟国は、区分Bから区分Cに移動させた規定を実施するために追加的な時間を必要とする場合には、次のことを行うことができる。

(a)　第十七条の規定（自動的な延長の機会を含む。）を利用すること。

(b)　規定を実施するための追加的な時間並びに必要な場合には能力の開発のための援助及び支援（前条の規定に基づく専門家部会による検討及び勧告の可能性を含む。）に関する加盟国の要請について委員会が検討するよう要請すること。

(c)　後発開発途上加盟国の場合には、区分Bについて通報した最初の期日から四年を超える新たな実施日については、委員会による承認を必要とする。後発開発途上加盟国は、また、第十七条の規定を引き続き利用する。能力の開発のための援助及び支援は、区分Bから区分Cへの移動を行う後発開発途上加盟国にとって必要であることが了解される。

第二十条　紛争解決に係る規則及び手続に関する了解の適用のための猶予期間

1　この協定の効力発生の後二年間、紛争解決に係る規則及び手続に関する了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガット第二十二条及び第二十三条の規定は、開発途上加盟国が区分Aに指定した規定に関する当該加盟国に対する紛争の解決については、適用しない。

2　この協定の効力発生後六年間、紛争解決に係る規則及び手続に関する了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガット第二十二条及び第二十三条の規定は、後発開発途上加盟国が区分Aに指定した規定に関する当該加盟国に対する紛争の解決については、適用しない。

3　後発開発途上加盟国が区分B又は区分Cの規定を実施した後八年間、紛争解決に係る規則及び手続に関する了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガット第二十二条及び第二十三条の規定は、当該区分B又は区分Cの規定に関する当該後発開発途上加盟国に対する紛争の解決については、適用しない。

4　紛争解決に係る規則及び手続に関する了解の適用の猶予期間にかかわらず、千九百九十四年のガット第二十二条及び第二十三条に従って行われる協議の要請を行う前に並びに後発開発途上加盟国の措置に関する紛争解決手続の全ての段階において、加盟国は、後発開発途上加盟国の特別な事情に特別の考慮を払う。これに関し、加盟国は、紛争解決に係る規則及び手続に関する了解に基づいて後発開発途上加盟国に係る問題を提起することについて妥当な自制を行う。

5　加盟国は、この条の規定に基づいて認められる猶予期間中、他の加盟国に対し、その要請に応じて、この協定の実施に関するあらゆる事項についての議論のための機会を十分に与える。

第二十一条　能力の開発のための援助及び支援の提供

1　拠出加盟国は、二国間で又は適当な国際機関を通じて、開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国に対して相互に合意する条件で能力の開発のための援助及び支援の提供を促進することについて合意する。この目的は、開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国が第一節の規定を実施するために援助することにある。

2　対象となる援助及び支援は、後発開発途上加盟国に対し、その特別のニーズに鑑み、その約束を実施するための持続可能な能力の構築を支援するために提供されるべきである。開発パートナーは、関連する開発協力の仕組みを通じて、並びに3に規定する能力の開発のための技術援助及び技術支援の原則に適合するように、既存の開発の優先事項を損なわない方法により、この分野における能力の開発のための援助及び支援を提供するよう努める。

3　加盟国は、この協定の実施に関する能力の開発のための援助及び支援を提供するために次に掲げる原則を適用するよう努める。

(a)　受益国及び受益地域の全体的な開発上の枠組み並びに関連し、かつ、適当な場合には進行中の改革及び技術援助の計画に考慮を払うこと。

(b)　関連し、かつ、適当な場合には、地域的及び小地域的な課題に取り組むための活動並びに地域統合及び小地域統合を促進する活動を含めること。

(c)　貿易の円滑化を改革するための民間部門による進行中の活動が援助のための活動の考慮要素に含まれることを確保すること。

(d)　この援助の最大限の効果及び結果を確保するため、加盟国及び他の関係機関（地域的な経済共同体を含む。）の間の調整を促進すること。このため、

(i)　主として援助が提供される国又は地域において、パートナー加盟国と拠出者との間の調整並びに二国間及び多数国間の拠出者の間の調整は、技術援助及び能力の開発への関与における緊密な調整を通じ、援助計画における重複及び改革のための活動における一貫性の欠如を避けることを目標とすべきである。

(ii)　後発開発途上加盟国については、後発開発途上国のための貿易関連の援助のための促進統合枠組みは、この(d)に規定する調整の過程の一部とすべきである。

(iii)　加盟国は、また、この協定の実施及び技術援助において、首都及びジュネーブの双方の貿易担当官と開発担当官との間の内部調整を促進すべきである。

(e)　実施活動を調整し、及び監視するため、既存の国内の及び地域的な調整のための組織（ラウンドテーブル、協議グループ等）の利用を奨励すること。

(f)　開発途上加盟国に対して、可能な限り、他の開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国に対し能力の開発を提供し、並びにそのような活動を支援することを検討するよう奨励すること。

4　委員会は、少なくとも一年に一回、次のことを行うために会合を開催する。

(a)　この協定の規定及び規定の一部の実施に関するあらゆる問題について議論すること。

(b)　この協定の実施を支援するための能力の開発のための援助及び支援の提供に係る進捗状況（能力の開発のための十分な援助及び支援を受けていない開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国のものを含む。）について検討すること。

(c)　能力の開発のための進行中の援助及び支援並びに実施計画（課題及び成功を含む。）についての経験及び情報を共有すること。

(d)　次条に規定する拠出者による通報について検討すること。

(e)　2の規定の運用について検討すること。

第二十二条　委員会に提出される能力の開発のための援助及び支援に関する情報

1　開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国に対して、第一節の規定の実施に関する能力の開発のための援助及び支援の提供に当たり透明性を与えるため、開発途上加盟国及び後発開発途上加盟国がこの協定を実施することを支援する拠出加盟国は、この協定の効力発生の時及びその後は毎年、直前の十二箇月において支出された能力の開発のための援助及び支援並びに入手可能な場合には今後十二箇月間に約束した能力の開発のための援助及び支援に関する次に掲げる情報を委員会に提出する（注）。

(a)　能力の開発のための援助及び支援の概要

(b)　約束及び支払の状況及び額

注　提供される情報は、能力の開発のための援助及び支援の提供における需要主導型の性質を反映するものとする。